

(平成24年12月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 3 月 5 日から 47 年 12 月 1 日まで
② 昭和 47 年 12 月 1 日から 49 年 6 月 21 日まで

私は、申立期間①においてはA社、申立期間②においてはB社に勤務していたが、当該期間に係る給与月額は、申立期間②の後に勤務した会社の給与月額よりも高額であったと記憶しており、B社を退職した際の失業保険金受給資格者証の失業保険金日額からも、当時の給与月額は10万円ぐらいであったと思うので、申立期間①及び②の標準報酬月額を給与月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているB社を退職した際の失業保険金受給資格者証によると、失業保険金日額は2,370円であったことが確認できるところ、公共職業安定所は、「昭和49年当時、失業保険金日額が2,370円の場合、賃金日額は3,875円以上4,025円未満であり、月額(30日)換算すると、平均11万6,250円以上12万750円未満の給与であったと思われる。」と回答していることから、申立期間②のうち、離職前6か月間の申立人の平均給与月額は、当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額(6万4,000円)より高額であったことが推認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間①及び②に係る給与明細書を所持しておらず、Aグループの給与厚生事務を担当しているC社は、「当時の資料は残っていない。」と回答していることから、当該期間に係る申立人の報酬(給与)月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、A社及びB社に係る厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人と

同様に、A社で昭和46年3月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得している女性53人（申立人を除く。）のうち、B社で47年12月1日に被保険者資格を取得している者が40人確認でき、このうち、申立人と同学年（誕生日が昭和27年*月*日から28年*月*日までの者）で連絡先が判明した28人に照会し、申立人と同じ職種であったとする17人から回答を得たところ、当該17人が記憶する自身の給与月額と申立期間①及び②の標準報酬月額を比較して、「給与月額は標準報酬月額より高額であったと思う。」と回答した者が二人いるものの、他の15人は、「特に相違はないと思う。」又は「よく分からない。」と回答している上、申立期間①及び②に係る保険料の控除額が確認できる給与明細書等の資料を所持している者はいない。

さらに、前述のA社に係る同僚53人及びB社に係る同僚40人の被保険者原票を見ても、標準報酬月額が遡及して訂正されるなどの不自然な形跡は認められず、当該同僚の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく申立期間①及び②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。